

議案第 5 3 号

羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

羽生市学童保育事業の実施に関する条例（平成 3 0 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(学童保育室の名称及び位置)</p> <p>第 3 条 学童保育事業を実施する市の施設（以下「学童保育室」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">羽生南第 1 学童保育室～川俣学童保育室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">羽生東第 1 学童保育室</td> <td style="text-align: center;">羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">羽生東第 2 学童保育室</td> <td style="text-align: center;">羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休業日)</p> <p>第 4 条 学童保育室の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理上必要と認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>(1) 土曜日</p>	名称	位置	羽生南第 1 学童保育室～川俣学童保育室	(略)	羽生東第 1 学童保育室	羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地	羽生東第 2 学童保育室	羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地	<p>(学童保育室の名称及び位置)</p> <p>第 3 条 学童保育事業を実施する市の施設（以下「学童保育室」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">羽生南第 1 学童保育室～川俣学童保育室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休業日)</p> <p>第 4 条 学童保育室の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理上必要と認めるときは、<u>休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</u></p> <p>(1) 土曜日 <u>(岩瀬第 1 学童保育室及び岩瀬第 2 学童保育室を除く。)</u></p>	名称	位置	羽生南第 1 学童保育室～川俣学童保育室	(略)
名称	位置												
羽生南第 1 学童保育室～川俣学童保育室	(略)												
羽生東第 1 学童保育室	羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地												
羽生東第 2 学童保育室	羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地												
名称	位置												
羽生南第 1 学童保育室～川俣学童保育室	(略)												

(2) ~ (4) (略)

2 市長は、前項本文の規定にかかわらず、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、休業日を変更することができる。

(学童保育事業の委託)

第9条 市長は、学童保育事業の運営の一部を羽生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たし、学童保育事業を継続的に実施することができると認められる者に委託することができる。

2 (略)

(2) ~ (4) (略)

(学童保育事業の委託)

第9条 市長は、学童保育事業の運営の一部を羽生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たし、学童保育事業を継続的に実施することができると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

2 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年6月4日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明